

事務連絡
平成23年6月28日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除措置
に係る7月1日以降の取扱いの周知について

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の円滑な実施については、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の東日本大震災による被災者の方々の被保険証の提示及び一部負担金等の免除については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置についての一部改正について」（平成23年6月21日付け保発0621第5号保険局長通知）、「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについての一部改正について」（平成23年6月21日付け保国発0621第1号国民健康保険課長通知）及び「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについての一部改正について」（平成23年6月21日付け保高発0621第1号高齢者医療課長通知）でお示ししているとおり、一部の市町村を除き平成23年7月1日から医療機関の窓口における被保険者証及び免除証明書の提示が必要となるところです。

当課においても、全国の医療機関に対する周知用ポスターの配布、報道機関への情報提供など通じて被保険者の方への周知を行っているところでありますが、一層の周知徹底が必要です。このため、別添のとおり、周知文書案及び周知用ポスターを作成しましたので、広報誌への掲載等、被保険者に対する周知にご活用いただけるよう、貴管下保険者等に対する連絡等について特段のお取り計らいをお願いいたします。また、都道府県におかれましては、県政報道関係者を通じた周知を図っていただきますよう、お願いいたします。

なお、周知用のポスターについては、6月21日付け発送のものに「なお、免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、支払った窓口負担の還付を受けることができますので、申請をお願いします」という文言を追加しています。